

調査計画

1 調査の名称

石油製品需給動態統計調査

2 調査の目的

石油製品の需給の実態について明らかにする石油製品需給動態統計（統計法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

別表第1に掲げる石油製品（以下「石油製品」という。）の製造業者^(注1)、輸入業者^(注2)若しくは特定石油販売業者^(注3)又は原油受入業者^(注4)に属する事業所であって、石油製品を輸入若しくは販売するもの又は輸入された原油若しくは国内で生産された原油を直接受け入れるもの。ただし、国家石油備蓄基地に係る事業所を除く。

（注1）「製造業者」とは、石油製品の製造を業とするものをいう。

（注2）「輸入業者」とは、製造業者以外の者であって、石油製品の輸入を業とするものをいう。

（注3）「特定石油販売業者」とは、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第2条第7項に定める者をいう。

（注4）「原油受入業者」とは、製造業者、輸入業者及び特定石油販売業者以外の者であって、輸入された原油又は国内で生産された原油を直接受け入れることを業とするものをいう。

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約300事業所

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

① 燃料用石油製品にあつては、「石油の備蓄の確保等に関する法律」（以下、「法律」と言う。）第18条により石油輸入業者登録簿に登録された事業所の名簿及び法律第26条から第28条に基づき届出を行った事業所の名簿に記載された事業所の全数を報告者とする。

② 上記①から脱漏する燃料用以外の石油製品（潤滑油、アスファルト、グリース、パラフィン、液化石油ガス（LPG）、液化天然ガス）を生産する事業者にあつては、業界団体名簿に記載された事業者に属する事業所のうち、生産部門から受け入れた石油製品を他者に販売する事業所の全数を報告者とする。

(3) 報告義務者

前記「3（2）属性的範囲」に規定する事業所の管理責任者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は別添の調査事項一覧を参照）

石油製品及び原油に関し、次に掲げる事項について報告を求める。

- ①月間受入量
- ②月間出荷量
- ③月間消費量
- ④月末在庫量

[集計しない事項の有無] 無 有

- (2) 基準となる期日又は期間
毎月末日現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

調査票の配布：経済産業省－報告者（新規）

経済産業省－民間事業者－報告者

調査票の回収：報告者－経済産業省

(2) 調査方法

- 郵送調査 オンライン調査（ 政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール）
 調査員調査 その他（オンライン調査：e-Gov）

[調査方法の概要]

1) 郵送調査

経済産業省又は民間事業者から郵送により報告者に調査票を配布し、報告者は、調査票に所定の事項を記入した上、郵送により経済産業省に報告する方法により行う。

2) オンライン調査

報告者が経済産業省HPから調査票をダウンロードし、所定の事項を入力の上、電子メール又は電子政府の総合窓口（e-Gov）により報告する方法により行う。

なお、電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定するなどのセキュリティ対策を講ずることとする。

民間事業者の業務委託の内容は、調査票の配布（新規の調査対象事業所に対するものを除く。）、調査票の督促、疑義照会に関する事務、とする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

- 1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）
（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の提出期限は、調査月の翌月12日（12日が土休日に当たる場合には、直近の営業日）

8 集計事項

調査対象品目別の在庫量及び受払量に関する集計。

（詳細は別表第2集計事項一覧を参照）

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 (■e-Stat □インターネット (e-Stat以外) □印刷物 □閲覧)

ただし、速報は経済産業省ホームページのみの公表とする。

(2) 公表の期日

原則として、速報は、調査月の翌月の末日。確報は調査月の翌々月末日まで。年報は調査年の翌年6月末日まで。(末日が土休日に当たる場合には、その直前又は直後の営業日)

10 使用する統計基準等

□使用する→□日本標準産業分類 □日本標準職業分類 □その他 ()

■使用しない

本調査は、法律第18条により石油輸入業者登録簿に登録された事業所及び法律第26条から第28条に基づき届出を行った事業所を対象を限定した調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類	保存責任者	保存期間
記入済調査票	経済産業大臣	1 年
調査票の内容を記録した磁気媒体	経済産業大臣	永 年

12 立入検査等の対象とすることができる事項

前記「5 (1) 報告を求める事項」に掲げる事項

別表第1

1. ガソリン	2. ナフサ	3. ジェット燃料油	4. 灯油
5. 軽油	6. 重油	7. 潤滑油	8. パラフィン
9. グリース	10. アスファルト	11. 液化石油ガス	12. 液化天然ガス

別表第 2

集計表	集計事項	表
1. 原油輸入・非精製用原油出荷内訳	国・地域別、油種別 原油輸入数量 国・地域別、油種別 原油輸入構成比 国・地域別、油種別 原油輸入前月比 国・地域別、油種別 原油輸入前年同月比	速報 確報
	用途別、国・地域別 非精製用原油出荷内訳数量	年報
2. 原油受払	原油別、業態別 原油受入 原油別、業態別 原油消費（原油処理） 原油別、業態別 原油出荷（非精製用） 原油別、業態別 原油転送 原油別、業態別 原油月末在庫	速報 確報
3. 石油製品製造・輸入業者販売部門受払	石油製品別 月初在庫 石油製品別 受入合計（生産部門よりの受入、輸入、製造業者・輸入業者よりの購入・融通、販売業者よりの購入、品種振替による増量、石油化学よりの返還、その他の受入量） 石油製品別 払出合計（消費者・販売業者向販売、製造業者・輸入業者への販売・融通、輸出、品種振替による減量、自家消費、その他の払出量） 石油製品別 月末在庫の量	確報
4. 需給概要	石油製品別 月初在庫（製油所在庫、製造・輸入業者在庫） 石油製品別 受入合計（生産（製油所）、輸入、品種振替による増量、石油化学よりの返還、その他の受入量） 石油製品別 払出合計（国内向販売、輸出、品種振替による減量、自家消費、その他の払出量） 石油製品別 月末在庫（製油所在庫、製造・輸入業者在庫）	速報 確報
5. 石油製品国・地域別輸入	石油製品別、国地域別 輸入量	確報
6. 石油製品国・地域別輸出	石油製品別、国地域別 輸出量	確報
7. 製造業者・輸入業者の国内向販売、在庫内訳	ガソリン（自動車用高級、自動車用並級、その他用）、ナフサ（石油化学用、その他用）、潤滑油（ガソリンエンジン油、ディーゼルエンジン油、その他 車両用、船舶用エンジン油、機械油、金属加工油、電気絶縁油、その他特定用途向け、その他）別 消費者・販売業者向販売、在庫の量	確報

調査事項一覧

石油製品製造業者・輸入業者月報（その1）

1. 品目別受払

調査対象品目

- ① ガソリン（単位：k l）
- ② ナフサ（単位：k l）
- ③ ジェット燃料油（単位：k l）
- ④ 灯油（単位：k l）
- ⑤ 軽油（単位：k l）
- ⑥ A重油（単位：k l）
- ⑦ B・C重油（単位：k l）
- ⑧ 潤滑油（単位：k l）
- ⑨ アスファルト（単位：t）
- ⑩ グリース（単位：t）
- ⑪ パラフィン（単位：t）
- ⑫ 液化石油ガス（P・P、P・B）（単位：t）
- ⑬ 液化石油ガス（B・B）（単位：t）
- ⑭ 液化天然ガス（LNG）（単位：t）

調査事項 ※単位は、調査対象品目の各品目の後に記載

月間受入量

- ① 生産部門よりの受入
- ② 輸入
- ③ 製造業者・輸入業者よりの購入・融通
- ④ 販売業者よりの購入
- ⑤ 品種振替による増量
- ⑥ 石油化学よりの返還
- ⑦ その他の月間受入量

月間払出量

- ① 消費者・販売業者向販売
- ② 製造業者・輸入業者への販売・融通
- ③ 輸出
- ④ 品種振替による減量
- ⑤ 自家消費
- ⑥ その他の月間払出量

月末在庫量

石油製品製造業者・輸入業者月報（その2）

2. 品目別月間払出量（燃料油等）

調査対象品目

- ① ガソリン（単位：k l）
自動車用ガソリン（高級、並級）
その他用ガソリン
- ② ナフサ（単位：k l）
石油化学用ナフサ
その他用ナフサ
- ③ 潤滑油（単位：k l）
ガソリンエンジン用潤滑油
ディーゼルエンジン用潤滑油
その他車両用潤滑油
船舶エンジン用潤滑油
機械油
金属加工油
電気絶縁油
その他の特定用途向潤滑油
その他の潤滑油

調査事項 ※単位は、調査対象品目の各品目の後に記載

- ① 消費者・販売業者向販売量
- ② 月末在庫量

石油製品製造業者・輸入業者月報（その3）

3. 国別輸入

調査対象品目

- ① ガソリン（単位：k l）
- ② ナフサ（単位：k l）
- ③ ジェット燃料油（単位：k l）
- ④ 灯油（単位：k l）
- ⑤ 軽油（単位：k l）
- ⑥ A重油（単位：k l）
- ⑦ B・C重油（単位：k l）
- ⑧ 潤滑油（単位：k l）
- ⑨ アスファルト（単位：t）
- ⑩ グリース（単位：t）
- ⑪ パラフィン（単位：t）
- ⑫ 液化石油ガス（P・P、P・B）（単位：t）
- ⑬ 液化石油ガス（B・B）（単位：t）
- ⑭ 液化天然ガス（LNG）（単位：t）

調査事項 ※単位は、調査対象品目の各品目の後に記載

- ① 国又は地域名
- ② 輸入量

4. ボンド輸入

調査対象品目

- ① ガソリン（単位：k l）
- ② ジェット燃料油（単位：k l）
- ③ 灯油（単位：k l）
- ④ 軽油（単位：k l）
- ⑤ A重油（単位：k l）
- ⑥ B・C重油（単位：k l）
- ⑦ 潤滑油（単位：k l）

調査事項 ※単位は、調査対象品目の各品目の後に記載
ボンド輸入量

5. 国別輸出

調査対象品目

- ① ガソリン（単位：k l）
- ② ナフサ（単位：k l）
- ③ ジェット燃料油（単位：k l）
- ④ 灯油（単位：k l）
- ⑤ 軽油（単位：k l）
- ⑥ A重油（単位：k l）
- ⑦ B・C重油（単位：k l）
- ⑧ 潤滑油（単位：k l）
- ⑨ アスファルト（単位：t）
- ⑩ グリース（単位：t）
- ⑪ パラフィン（単位：t）
- ⑫ 液化石油ガス（P・P、P・B）（単位：t）
- ⑬ 液化石油ガス（B・B）（単位：t）
- ⑭ 液化天然ガス（LNG）（単位：t）

調査事項 ※単位は、調査対象品目の各品目の後に記載
① 国又は地域名
② 輸出量

石油製品製造業者・輸入業者月報（その4）

6. 原油

調査対象品目

- 原油（単位：k l）

調査事項 ※単位は、調査対象品目の各品目の後に記載

- ① 油種名
- ② 受入量（直受入、転入）
- ③ 消費量
- ④ 出荷量（電力用、石油化学用、その他用）
- ⑤ 転送量
- ⑥ 月末在庫量